高石市立加茂小学校　いじめ防止基本方針

第1章

1. 基本理念

「いじめ」は、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。同時に、「いじめはどの学校、どの学級どの子でも起こりうる」との認識に立ち、平素よりの意識が必要であると考える。

本校では、すべての児童が「いじめ」が人間として決して許されない行為であることを認識し、いじめをおこなわず、周囲のいじめを認識しながら放置することがないよう、児童の心を育てるための様々な取り組みを進めるとともに、「いじめ」防止等のための対策をおこなう。

2. 「いじめ」の定義

「いじめとは、当該児童が在籍する学校に在籍する当該児童と一定の人間関係にあるものから、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3. 学校及び学校の教職員の責務

「いじめ」がおこなわれることなく、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校及び学校の教職員は、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、早期発見に努めなくてはならない。また、平素より丁寧に児童との関係を築く努力を怠らず、児童の意識を高めるとともに、「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に全力で努めなければならない。

4. 校内体制

(1)「いじめ対策委員会」とその構成

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長・教頭・養護教諭・生活指導担当者・該当学級担任・状況に応じその他関係職員（支援コーディネーター・人権教育担当教員・道徳教育推進教員　等）

（2）役割

①「いじめ」未然防止のための取り組み
②「いじめ」の早期発見・早期対応
③保護者との連携

第2章

①「いじめ」未然防止のための取り組み

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちが主体的に取り組む「いじめ」防止活動を推進する。

②「いじめ」の早期発見・早期対応

・早期発見

いじめを早期発見するために、児童への定期的な調査・教育相談を実施する。（学校生活アンケート、教育相談　等）

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員が情報を共有する場を設定し、早期の発見に努める。（子ども理解研修、生活指導部会　等）

・早期対応

いじめの相談があった場合は、教職員はひとりで抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、教職員で情報を共有し、速やかに関係児童への聞き取り、いじめの事実の有無について確認する。なお、いじめに関する情報につては、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

状況に応じて、関係諸機関と連携しながら対応していく。

③保護者との連携

事実関係を確認した後の関係児童の保護者への連絡は、家庭訪問等もふまえながら丁寧におこなう。その後、継続的な指導をおこないながら、保護者と連携・協力を求めていく。

また状況に応じて、スクールカウンセラーやSSWの協力を得ながらおこなっていく。

第3章

1. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。また、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

2. ネット上のいじめへの対応

①安易な書き込み等が犯罪につながることを知るために、情報モラルについて、児童・保護者への啓発に努める。

②ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、いじめ対策委員会において対応を協議する。その後、関係児童からの聞き取り等を実施し、削除の要請等をおこない、被害にあった児童の精神的ケアに努める。また、必要に応じて関係諸機関と連携して対応する。

第4章

☆いじめの未然防止に向けて

1. 日々の授業を通して、

・学級全体が落ち着いて学習できるようにするため、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。

・一人ひとりの児童の定着度や課題の把握に努め、基礎・基本の徹底習得を図る。また、少人数指導、グループ学習や体験学習を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を感じさせる。

・自己有用感を高め、自分や友だちの良さを認められるよう、教育活動全体を通じての取り組みを系統立てて展開する。

・すべての教育活動において、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

第5章

年間計画

高石市立加茂小学校　いじめ防止年間計画		
4月	○保護者への相談窓口周知　［教育相談］ ○児童への相談窓口周知 ○家庭訪問	◎校内いじめ等対策会議 ・年間計画確認 ・問題行動調査の共有
5月	○PTA総会　授業参観 ○校外学習（学級づくり）	◎「いじめ防止基本方針」の周知 ・保護者への趣旨説明 ・学校通信「かも」での周知
6月	［いじめアンケートの実施］ ［社会性測定用尺度アンケートの実施（4～6年）］ ○林間学校（5年）	◎アンケート結果の検証
7月	○個人懇談会（家庭での様子の把握）	◎個人懇談会での保護者との連携
夏季休業中	※必要に応じて家庭訪問	◎校内いじめ等対策会議
8・9月	○修学旅行（6年）　［教育相談］ ○休日参観	
10月	○校外学習 ○運動会	
11月	［いじめアンケートの実施］ ［社会性測定用尺度アンケートの実施（4～6年）］	◎学校教育自己診断の実施 ◎アンケート結果の検証
12月	○個人懇談会	◎個人懇談会での保護者との連携
1月	［教育相談］	◎校内いじめ等対策会議 （次年度への検証）
2月	○授業参観・学級懇談会 ［いじめアンケートの実施］ ［社会性測定用尺度アンケートの実施（4～6年）］	
3月	○卒業式	